

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
1	1	審議会等公募枠の拡大	企画財政部行政改革推進課	各審議会等の公募委員枠の拡大について検討し、審議会等の活性化と市民参画を推進します。	各審議会等の公募委員枠を拡大することにより、審議会等を活性化させるとともに市民参加を推進できる。	検討 実施	実施 (拡充)	実施 (拡充)	実施 (拡充)	実施 (拡充)	(平成17年度) ・水防協議会を防災会議に統合し、石けん利用推進対策審議会、交通新線推進対策懇話会を廃止した。公募委員の委嘱替えに伴い、コミュニティ審議会、廃棄物対策審議会、公民館運営審議会について公募委員を採用した。 (平成18年度) ・全課に対し、行財政改革実施本部長より、積極的に公募委員の採用を行うことや法令に抵触しない範囲で、公募委員枠を設けるよう条例の改正を検討することについて、通知により要請した。「流山市男女共同参画審議会」、「流山市下水道事業運営審議会」、「社会教育委員会」が公募で委員、欠員の採用を実施した。 (平成19年度) ・「流山市補助金等審議会」、「流山市コミュニティ審議会」、「国民健康保険運営協議会」、「流山市福祉施策審議会」、「流山市環境審議会」、「流山市廃棄物対策審議会」、「流山市図書館協議会」、「流山市博物館協議会」の8審議会に公募委員の採用を実施した。 (平成20年度) 新たに発足した「政治倫理審査会」において公募委員の採用を実施した。 委嘱期間満了に伴う委員の改選をおこなった「総合計画審議会」、「男女共同参画審議会」「行財政改革審議会」「水道事業運営審議会」において、引き続き公募委員の採用を実施した。 (平成21年度) ・市民目線を通じた審議とすることを目的に、平成21年度開催予定の各種審議会の諮問事項、開催時期等について年度当初にホームページで公表を行った。 ・委嘱期間が平成22年度上期までとなっている審議会の所管課8課に対し、委員の選任にあたっては、「審議会等の委員の選任等に関する指針」に沿って対応するように通知を行った。 【最終達成状況】 公募枠を実施した数: 14 (審議会等の数: 42) 33.3% 公募委員の数: 73人(全委嘱数: 512人) 14.3% 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・法令等によって公募が制限されているもの、審議内容により個人情報の保護や医療・福祉・保健等に関する専門性が必要とされるもの、委員の構成区分が法令等で決定されているものがあるため、全ての機関を公募とすることはできないが、市民との協働の観点から今後も積極的に推進していく。	75%
1	2	NPO(注3)等とのガイドラインの策定及び協働の促進 【関連3,4,5】	市民生活部コミュニティ課	NPO等との協働の推進及びアウトソーシング(注4)など協働の推進にあたり、NPO等との協働についてのガイドラインを策定します。	市民・団体・事業者の役割分担・協働のルールが明確になり、協働まちづくりが推進できる。	検討 実施 (策定)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成17年度) ・5月10日「ながれやま21パートナーシップ市民会議」から、提言書受理 ・ながれやまパートナーシップ検討委員会を設置し、ガイドライン及び指針の素案を作成し、8月に「市民と行政の協働まちづくりのための指針」を決定し、公表した。 (平成18年度) ・指針を尊重しながら、市民活動の拠点となる「市民活動推進センター」を開設、フォーラムの開催、市民活動団体公益事業補助金制度をスタートさせた。 (平成19年度) ・協働によるまちづくりの推進のため、フォーラムやイベント、市民活動パワーアップ講座の開催、意見交換会、職員研修会などを行った。 (平成20年度) 「市民活動推進センター」の業務を市民公益活動の促進を図ることを目的に市内のNPO法人に委託し、協働によるまちづくりフォーラム(9月28日 参加者160名、2月7日 参加者208名)や市民活動パワーアップ講座(11月15日、22日、29日、12月6日の4回)を開催し、意見交換会などを行った。 (平成21年度) ・「市民活動推進センター」の業務を市内のNPO法人に委託し、市民公益活動の促進を図った。協働によるまちづくりフォーラム(9月19日、10月3日、10月17日)や市民活動パワーアップ講座(12月17日、1月18日の2回)を開催し、意見交換会(6月30日、7月7日、7月14日)などを行った。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・市民と行政の協働まちづくりのための指針を策定し、市民活動推進センターを開設して中間支援を行ってきたが、今後はいかに市民・団体・事業者・行政が協働して地域課題等に取り組み住んでよかったと実感のもてる協働のまちづくりに発展させるかが課題である。 これまでNPO等へのアウトソーシングに結びついた数: 29	75%
1	3	市民活動の支援 【関連2,4,5】	市民生活部コミュニティ課	市民活動推進センターを拠点として、活動団体のネットワーク機能や情報発信、更には活動促進の研修を通じて市民活動を支援します。	様々な側面から市民活動を支援することにより市民公益活動の推進が期待できる。	検討	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成18年度) ・「市民活動推進センター」を開設し、市民活動登録団体75、センター利用団体延べ822団体、利用者延べ8,098人の利用に供した。 ・フォーラムの開催、市民活動団体公益事業補助金制度をスタート (平成19年度) ・協働によるまちづくりの推進のため、フォーラムやイベント、市民活動パワーアップ講座の開催、意見交換会、職員研修会などを行った。 (平成20年度)(平成21年度) ・市民活動の充実を図るため、フォーラムやイベント、市民活動パワーアップ講座の開催、意見交換会などを行った。また、センター機能の充実を図るため、企画会議、運営会議を開催した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・市民活動推進センターを拠点に、ネットワーク機能や情報発信をさらに強化し市民活動団体のパワーアップを図る。	75%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
1	4	市民公益活動支援制度の導入 [関連2,3,5]	市民生活部 コミュニティ課	新たに公益的な市民活動を助成するため、支援制度を創設し、市民と行政との協働を推進します。	市民の先駆性や創造性などの創意工夫が活かされた市民公益活動を推進できる。	検討	実施(開始)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成18年度) ・協働まちづくりの実現に向けて、公共の一翼を担う市民提案型の公益事業に対し助成する「流山市民活動団体公益事業補助金事業」をスタートさせた。応募15事業に対し、公開による審査を行い、10事業を認定し、補助金を交付した。 (平成19年度) ・8事業の応募に対し、公開による審査の結果、8事業を認定、補助金を交付した。 (平成20年度) ・12事業の応募に対し、公開による審査の結果、12事業を認定、補助金を交付した。 (平成21年度) ・11事業の応募に対し、1事業が辞退し10事業による公開審査の結果、10事業を認定し補助金を交付した。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・行政からの支援(補助金)が終了した後、市民活動団体が自立して活動していくための仕組みづくりが今後の課題である。 これまで支援が終了した団体数:10 (うち自立した活動が継続している団体数:10)	75%
1	5	市民ボランティアとの連携 [関連2,3,4]	市民生活部 コミュニティ課	市民ボランティアとの連携することにより、幅広い市民活動が展開できる。	市民ボランティアと連携することにより、協働のまちづくりを推進できる。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成20年度) 新たに設立・登録されたボランティア団体は9団体(会員減少などにより解散した団体は3団体)で増加傾向にある。また、市民活動への参加を促すため、社会福祉協議会が継続的に実施しているボランティア養成講座(年4回開催・参加者延56名)や市が行う協働まちづくりフォーラム(年2回開催・参加者延368名)を開催した。 (平成21年度) ・新たに設立・登録されたボランティア団体は4団体(会員減少などにより解散した団体はなし)で増加傾向にある。また、市民活動への参加を促すため、社会福祉協議会が継続的に実施しているボランティア養成講座(年1回開催・参加者148名)や市が行う協働まちづくりフォーラムを開催した。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・市民活動団体と市民ボランティアがそれぞれの活動内容を尊重し合い、連携できるような場づくりを提供し、より幅の広い市民活動が展開できる取組みが必要である。	75%
1	6	タウンミーティングの拡充	企画財政部 秘書広報課	市民との対話・意見交換を通じて、お互いに理解を深め、その成果を市政に反映させるため、タウンミーティングの拡充について検討し、実施します。	市政に対する理解と信頼を深めるとともに市民の声を市政に反映することができる。	検討実施	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) ・フリー方式及び地区テーマを絞ったタウンミーティングを市内14会場で実施し、次年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。 (平成18年度) ・フリー方式及び地区テーマを絞ったタウンミーティングを市内17会場で実施し、次年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。 (平成19年度) ・市内7会場でパワーポイントを使用したフリー方式のタウンミーティングを実施するとともに、地区テーマを絞ったタウンミーティングを2会場で実施し、次年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。 (平成20年度) ・市内9会場でフリー方式のタウンミーティングを実施するとともに、地区テーマを絞ったタウンミーティングを3会場で実施し、次年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。 (平成21年度) ・市内4会場でフリー方式のタウンミーティングを実施するとともに、地区テーマを絞ったタウンミーティングを3会場で実施し、次年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] 市民との対話・意見交換を通じて、市政に関する理解を深めて頂き、その成果を市政に反映させることができた。今後、一層参加者の増加を目指して執行していきたい。	75%
1	7	議会や審議会等傍聴制度の充実	企画財政部 行政改革推進課	議会や審議会等の情報等傍聴制度の充実を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用し、迅速で積極的な情報公開に努めます。	審議会の公開や会議録を公表することにより、最新の行政情報が提供できる。	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) ・45機関中、34機関で審議会を開催(未開催の機関は法令等により必要が生じた場合にだけ審議を行うもの)。うち会議を公開した審議会は23機関。未公開としている11機関の理由は、全て個人情報の保護等によるもの。 ・公開している23機関のうち、会議録を公開している審議会は21機関、2機関については未作成によるもの(未作成の機関は早期に作成し公開する旨を行革実施本部から指示)。 (平成18年度) ・「審議会等の会議の公開に関する指針」における会議録等の作成時期に関し、「速やかに」という表現を「原則として1か月以内に」と改正した。また、「審議会等の会議の公開に関する指針」を徹底するように各課に通知した。なお、会議録を公開していなかった21審議会等の内、個人情報等の規制がある審議会等を除き、原則、全てがホームページ等で公開した。(10審議会等) (平成19年度) ・44機関中、個人情報保護やプライバシーのために会議録を公開していないのは6機関のみであり、それ以外の機関は会議録を公表している。 (平成20年度) ・38機関中、個人情報保護やプライバシーのために会議録を公開していないのは8機関のみであり、それ以外の機関は会議録を公表している。 ・審議会等の会議録の1ヶ月以内公表について、関係各課に徹底するよう要請を行った。 (平成21年度) ・42機関中、個人情報保護やプライバシーに関する事項を扱う調査機関、審査機関である8機関を除いた全てにおいて、会議の公開と会議録の公開を行なっている。 ・なお、審議会等の会議録については、1ヶ月以内の公表について各課へ要請したところ、4機関を除いた機関において、1ヶ月以内の公表が徹底された。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・附属機関の公開、会議録の公開については定着しているため、継続・徹底について定期的に啓発文書を発信していきたい。	100%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)

100% (21年度までの実施目標が達成できたもの)

50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの)

75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)

25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
2	8	分かりやすい財政情報の提供 【関連9,10,11】	企画財政部財政課	市の「バランスシート(注6)」、「財政の現状と見通し」等の財政情報について、市民の理解と協力を得るため、広報紙やインターネットホームページなどで市民に分かりやすく情報提供します。特に、市民の目線に立って、図表や解説など、親しみやすい内容に心がけます。	広報紙やインターネットなどで市民に分かりやすい市政情報の提供に努めることにより、市政の透明性を高めていくことができる。	検討実施	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) ・広報紙においては、限られた紙面ではあるが、図表を用い、市民の理解が得られるよう努め、また、市のホームページを通じ「バランスシート」、「財政の現状と見通し」等の財政情報について、予算、決算を含め、きめ細かく情報提供することができた。 (平成18年度) ・財政の現状と見通し等の財政情報について、広報紙やインターネットホームページなどで図表や解説を行い、市民に親しみやすい内容に心がけ情報提供した。 (平成19年度) ・財政の現状と見通し等の財政情報について、広報紙やインターネットホームページなどで図表や解説を行い、市民に親しみやすい内容に心がけ情報提供した。 (平成20年度) ・新たな財政健全化法による4指標から得られる情報を公表するに当たっては、導入年度であることを配慮し、各指標の説明に配慮した内容で公表した。 ・広報紙面作成をアウトソーシングしたこともあり、洗練された市民感覚を取り入れた内容とすることができ、これまで以上に分かりやすい記事に努めた。 (平成21年度) ・新公会計制度に基づく財務諸表(総務省基準モデル)の内容も含めた財政白書を平成22年2月に作成した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・4指標や財務諸表等、公表している財政情報が多くなっているため、情報を整理して、市民に解りやすいようにしていくことが必要になる。	100%
2	9	財政健全化に関する4つの指標(注7)の作成・開示 【関連8,10,11】	企画財政部財政課	自治体財政健全化法に基づき財政の健全性に関する4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)を作成し公表します。	4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)を作成し公表することにより市政の透明性を高めていくことができる。	---	---	---	実施	実施	(平成20年度) ・新たな財政健全化法による4指標から得られる情報を広報、市ホームページで公表した。公表内容は、導入年度であることを配慮し、各指標の説明に配慮した内容に努めた。 ・平成19年度一般会計歳入歳出決算などにおける財政の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、収支額が黒字であり算定されなかった。実質公債費比率と将来負担比率にあっては早期健全化基準を相当程度下回っている。また、水道事業や下水道事業、土地区画整理事業の歳入歳出決算における資金不足比率は、資金の不足額がなく算定されなかったことから、本市の財政の健全性は保たれていると判断される。 (平成21年度) ・4指標の数値を監査委員の審査を受け、議会に報告後、広報、市ホームページで市民に公表した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・指標の持つ意味、指標から得られる内容をより解りやすく説明し、他団体との比較を行うことが必要である。	100%
2	10	行政コスト計算書(注8)の作成・開示 財務4表(注9)の作成・開示 【関連8,9,11】	企画財政部財政課	人件費や給付サービスなどのコストを明らかにするため、行政コスト計算書を作成し、開示します。 地方の公会計の新たな展開として、資産・債務の適切な管理、世代間の負担の衡平、決算情報の予算編成への活用等を推進するため、企業会計手法を活用した財務4表(貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書及び純資産変動計算書)を作成し開示します。	行政コスト計算書他を作成し、人件費や給付サービスなどのコストを明らかにすることにより、市政の透明性を高めていくことができる。	実施(作成・開示)	実施(作成・開示)	実施(作成・開示)	---	---	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・決算統計データを基に、総務省方式の行政コスト計算書を作成し、本市のホームページに掲載した。 (平成20年度) ・平成20年度決算を新たな会計制度(基準モデル)に基づく財務諸表を作成し、公表する準備作業として、固定資産台帳作成整備及び平成20年4月1日現在の開始貸借対照表の作成作業を行った。 ・また、固定資産に係る部門はもとより、全庁的な対応が必要であることから、全職員を対象に研修を行い、議会及び監査委員への説明(制度、進捗状況など)を実施した。 ・全庁職員及び議会への説明会を実施(2日間に5回実施、職員409名、議員24名、計433名参加) (平成21年度) ・平成20年度決算に基づく財務諸表(総務省基準モデル)を一部事務組合等を含めた連結で作成し、議会、広報及び市のホームページで市民に公表した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・市民に、財務諸表の内容を解りやすく説明する必要がある。他団体との比較をすることにより、流山市の状況を把握する必要がある。	100%
2	11	財務指標の改善 【関連8,9,10】	企画財政部財政課	重点実施目標で示しているとおり、財政運営の改善・健全化に取り組み、経常収支比率、公債費負担比率などの抑制に努めます。公債費負担比率については15%未満に抑制するよう努めます。	経常収支比率、公債費負担比率などの各種財務指標の改善に努めることにより、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・経常経費の執行に当たって、見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の節減に努めたほか、予算の残額を極力残すよう指導すると共に、地方債発行の抑制と良質な地方債発行に努めた。 (平成18年度) ・経常経費の執行に当たって、見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の節減に努めたほか、予算の残額を極力残すよう指導すると共に、地方債発行の抑制と良質な地方債発行に努めた。 (平成19年度) ・経常経費を含め予算の執行に当たっては、契約案件にあっては、随意契約から競争入札へ移行した。 (平成20年度) ・経常経費の執行に当たって、3社以上からの見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の節減に努めたほか、予算の残額については、補正減することをはじめ、流用をせず極力残すよう指導すると共に、地方債発行の抑制と良質な地方債発行に努めた。 ・経常経費を含め予算の執行に当たっては、随意契約から競争入札とするように努めた。 ・人件費の削減のため、指定管理者制度や事業のアウトソーシングに努めた。 (平成21年度) ・経常経費を含め予算の執行に当たっては、契約を伴うものは随意契約から競争入札とするように努めた他、人件費の削減のため、指定管理者制度や事業のアウトソーシングを継続した結果、経常収支比率は89.3%(対前年度 1.0%)と改善した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・引き続き経常経費等を削減し、財政指標の改善に努める。	100%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 <small>21年度までの実施目標に対する達成度</small>
						17	18	19	20	21		
2	12	受益者負担の見直し	企画財政部企画政策課	施設利用料金等について適正化を図るため、受益者負担の観点から再検討し、必要な見直しを行いません。	施設利用料金等について適正化を図るとともに財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・市内公共施設にアンケート箱を設置し、有料化等に関するアンケート調査を実施した。 (平成18年度) ・公共施設のアンケート調査の実施、有料化ガイドライン(案)を作成 (平成19年度) ・公共施設の使用料設定に当たったの基本方針(案)を作成し、パブリックコメントを実施。 ・基本方針に則り、各公共施設においても適正な料金設定を行い、平成20年10月の実施に向け準備を進めている。有料化ガイドラインを作成した。 (平成20年度) ・公共施設の使用料設定に当たったの基本方針に基づき、平成20年10月、公共施設使用料適正化を行った。 ・文化会館の駐車場を有料化した。 ・平成20年10月の施設利用料金見直し実施のため、広報紙やホームページなどでPRした。 (平成21年度) ・公共施設使用料の見直し(新料金導入)実施から1年経過後の検証をした。(利用件数や稼働率の著しい減少や施設利用にかかる大きな混乱はなかった) [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・今後の方針として、他の公共施設と駐車場の有料化については、公共施設検討委員会を開催し、対象施設や課題などを整理し、可能な施設は有料化に向けて整理していくこととした。	75%
2	13	企業誘致の促進	産業振興部商工課	安定した歳入を確保するため、本市のもつ特色や有利性をアピールし、優良な企業の誘致に努めます。	企業誘致を促進することにより地域経済の活性化が図られる。また、安定した歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・流山市企業誘致市民サポーターを設置した結果、34件の企業情報が報告された。 ・流山市企業立地優遇措置検討委員会を設置し、企業立地を促進するための企業優遇措置について、検討した。 ・誘致した企業1社。 (平成18年度) ・流山市企業立地の促進に関する条例及び施行規則が施行された。 ・流山市企業誘致市民サポーターから30件の企業情報が報告された。 ・誘致した企業5社。 (平成19年度) ・18社と企業誘致に関する情報提供等を行った。 ・企業立地優遇措置制度に関する情報等を企業向け電子メールマガジンに掲載し、広域的なPRを行った。 (平成20年度) ・21社と企業誘致に関する情報提供等を行った。 ・企業立地優遇措置制度に関する情報等を市ホームページを通じて、広域的なPRを行なった。 ・本市の財政状況を勘案し、より効果的な企業立地を図るべく、企業立地優遇措置制度の一部改正(大規模賃貸物流施設が設置され、一定の成果が上がったことから、流通業務施設を対象施設から除外)を行なった。(改正制度の施行は平成21年4月1日) (平成21年度) ・25社へ延べ46回企業を訪問し、誘致に関する情報提供を行った。 ・企業立地優遇措置制度に関する情報等を市ホームページを通じて、広域的なPRを行った。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・土地情報と立地企業のマッチングを図る「用地登録制度」については、地権者にそれぞれの考え方があり、推移を見守る必要がある。 ・企業の誘致・立地に関して、機構改革により所掌部門(誘致推進課)が明確となり、積極的な施策展開を行っていく必要がある。	75%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
2	14	市税収納率の向上 【関連52】	総務部税制課	税の公平性を保つため、滞納対策を強化するとともに、あらゆる角度から対策の検討を行い、収納率の向上に努めます。	税の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めた。 現年度分…督促状、催告書67,112通・繰越分…差押執行書等6,342通 情報収集と滞納処分の強化に努めた。 財産調査件数…3,057件・滞納処分件数…355件 収納率…現年度98.25%、繰越分21.00%、合計93.37% (平成18年度) 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めた。 現年度分…督促状、催告書69,639通・繰越分…差押執行書等7,268通 情報収集と滞納処分の強化に努めた。 財産調査件数…3,228件・滞納処分件数…275件 収納率…現年度98.28%、繰越分23.74%、合計94.09% (平成19年度) 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めた。 現年度分…督促状、催告書67,063通・繰越分…差押執行書等7,792通 情報収集と滞納処分の強化に努めた。 財産調査件数…5,399件・滞納処分件数…331件 収納率…現年度98.07%、繰越分22.97%、合計94.40% (平成20年度) 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めた。 現年度分…督促状、催告書66,879通・繰越分…差押警告書等8,374通 情報収集と滞納処分の強化に努めた。 財産調査件数…9,179件・滞納処分件数…248件 収納率…現年度97.93%、繰越分24.04%、合計94.45% (収入済額22,672,314千円÷調定額24,004,383千円) 現年度課税分の滞納に対して、電話催告を実施し徴収の強化に努めた。 実施期 平成21年2月…4日間 催告件数…484件 (平成21年度) 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めた。 現年度分…督促状、催告書71,520通・繰越分…差押警告書等8,665通 情報収集と滞納処分の強化に努めた。 財産調査件数…11,752件・滞納処分件数…285件 収納率(見込率)…現年度97.82%、繰越分24.26%、合計94.04% (収入済額22,725,821千円÷調定額24,167,114千円)見込額 現年度課税分の滞納に対して、臨戸訪問、電話催告を実施し徴収の強化に努めた。 実施期 臨戸訪問、平成21年12月…13日間・休日納税相談、平成21年12月…1日間・電話催告、平成22年2月…4日間、802件 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めるとともに、期間を限定した臨戸調査を行う。並行に電話催告を行い納税相談を実施し、生活状況を把握し税法に基づく滞納処分を実施する。 滞納管理システムを有効活用し迅速に滞納処分を行う。	100%
2	15	市営住宅使用料の徴収対策 【関連52】	都市計画部 建築住宅課	市営住宅使用料の滞納額については、計画的な徴収対策を講じるとともに、負担の公平性からも、市営住宅使用料の徴収率向上に努めます。	負担の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	---	---	---	検討 実施	実施	(平成20年度) 現年度滞納者には毎月中旬に督促・催告を行い、3か月以上滞納している入居者には、月1回以上、月末の夜間に臨戸訪問を実施し納付への理解と徴収に努めた。 過年度滞納分については、現年度同様夜間訪問を毎月実施すると共に電話等の催告も併せて行い予算額以上の収納実績を上げた。 (平成21年度) 現年度滞納者には毎月中旬に督促・催告を行い、3か月以上滞納している入居者には、月1回以上、月末の夜間に臨戸訪問を実施し納付への理解と徴収に努めた。 また、過年度滞納分についても、現年度同様夜間訪問を毎月実施すると共に電話等の催告も併せて行い予算額以上の収納実績を上げた。 特に、連絡の無い滞納者に対しては内容証明郵便の送付や連帯保証人からの納付指導を求めると共に、悪質滞納者には契約解除及び明渡し請求の手続きを進めている。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 現年度滞納者及び過年度滞納分については、引き続き督促・催告や臨戸訪問、夜間訪問を行い納付への理解と徴収に努めていく。 特に、連絡の無い滞納者や支払いに応じない悪質滞納者に対しては、契約解除及び明渡し請求の訴訟を提起していく。	75%
2	16	保育所運営費負担金(保育料)の徴収対策 【関連52】	子ども家庭部 保育課	保育所運営費負担金の繰越滞納額については、計画的な徴収対策を講じるとともに、負担の公平性からも、保育所運営費負担金の徴収率向上に努めます。	負担の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	---	---	---	検討 実施	実施	(平成20年度) 保育料滞納世帯等について、保育所への児童の送迎時間を利用し、保護者と直接面接するなどして、未納保育料の納入促進に努めた。 (平成21年度) 保育料の未納者への徴収対策として、下記により未納保育料の納入促進に努めた。 ・文書催告(督促状12回、催告書2回)を実施。 ・保育所への児童の送迎時間を利用し、保護者に直接納付催告をした。 ・休日に2日間臨戸訪問を実施した。(二人一組) 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・経済情勢の回復が思わしくないことから、依然として滞納者数は増加傾向にある。よって、今年度は滞納者拡大を抑制するため、現年度分未納者に対し、早期着手の観点から夜間電話催告を実施して年度内完納に努めたい。また、課内での徴収及び管理体制を整備し、より効率的な徴収対策を講じるとともに、4月に設置された債権回収対策室と連携し、徴収強化に努める。	75%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標(目的・内容)	改革により期待できる成果(効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
2	17	市有財産や市発行物等を活用した広告収入の確保	企画財政部行政改革推進課、関係各課	流山おおたかの森駅自由通路などの市有財産や市の広報紙、発行物等への広告掲示による広告料収入確保の可能性について検証します。	安定した歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	---	---	---	検討	実施	(平成20年度) 平成21年4月1日施行に向けて、「流山市広告掲出要綱」を策定した。【マーケティング課】 (平成21年度) ・おおたかの森自由通路の柱、ディスプレイボックス(8本、4基)に屋外広告掲出を実施した。【マーケティング課】 ・平成22年4月1日からの本格稼働に向けて、広告代理店の選定等を行った。【マーケティング課】 ・「広告付きマット設置に関する要領」を制定し、市ホームページにおいて広告掲出事業者の募集を行った。【管財課】 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・既存の広告掲示ツールを有効活用するとともに、新たな広告料収入確保の可能性について常に意識を持つ。	75%
2	18	収納機関の拡大の検証	企画財政部行政改革推進課	市民の利便性向上のため、コンビニエンスストアなどの収納機関の拡大について、導入を前提として検証します。	市民の利便性向上と安定した歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	---	---	---	検討	検討(22年度実施)	(平成17年度)(平成18年度) ・地方自治法施行令、国民健康保険法が、平成15年4月に改正され、市税、国民健康保険料、介護保険料等について、収納事務をコンビニエンスなどの収納機関に委託することができるように法の整備がされましたが、納税通知書の変更に伴うシステム変更に伴うコスト等を総合的に検討した結果、コンビニエンスストアにおける収納事務導入は見合わせることにした。 (平成19年度) ・コンビニ収納及びクレジットカード決済の早期導入を検討していく。時代の要請であり、費用対効果の面からも運営経費が低額になる。 (平成20年度) ・先進地の導入状況について視察や資料収集を行った。 ・平成22年度実施について庁議で確定した。 【実施項目】市県民税(普通徴収分)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)、都市計画税(土地・家屋)、軽自動車税、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の各普通徴収分、保育料 ・平成22年度から27年度までの債務負担行為を行った。 (平成21年度) ・収納代行事業者を総合評価一般競争入札で決定し、準備業務についてのスケジュール調整や作業内容についての協議を行った。 ・コンビニ収納の対象となる税、料を決定し、市民に対しコンビニ収納についての周知を行った。 ・平成22年度賦課分からコンビニ収納が開始になるため、基幹系システムの管理事業者と調整の上、納付書等の様式変更を行った。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・コンビニ収納が開始されたので、市民に認知してもらうためコンビニ収納についての周知を徹底していく。 ・費用対効果について検証していく必要がある。	75%
2	19	人件費の抑制 【関連21, 46, 47, 48】	総務部人事課	国・県や近隣市の状況、給与体系や各種手当の適正化を図るとともに、アウトソーシングの推進や事務事業の見直しにより、定員の適正化を図ります。	給与体系や各種手当の適正化を図るとともに財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・住居手当、特殊勤務手当、調整手当の見直し 18年度から効果発生 18年度決算:住居手当 27,280千円特殊勤務手当 29,441千円調整手当 132,742千円 (平成18年度) ・給与構造改革に基づく給料表の改正 19年度から効果発生 19年度予算: 約60,000千円 (平成19年度) ・55歳昇給抑制及び退職時特別昇給制度の廃止 人件費総額 17年度決算10,154,661千円 18年度決算9,848,020千円 削減額 306,641千円(一般+特別会計) (平成20年度) 定員適正化計画に基づく採用抑制効果 削減人員 19人 効果額 348,221千円(一般会計+特別会計) (平成21年度) 定員適正化計画に基づく採用抑制効果 平成20年度退職者55名 平成21年度採用者(平成20年度中途採用含む)49名 効果額 275,294千円(一般会計+特別会計) 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 一般会計における職員人件費の市税収入に対する割合が40%未満になるよう、これからも定員適正化計画等に基づき計画的な採用を行い人件費の抑制に努める。	100%
2	20	公用自動車のリース化・小型化の推進	総務部管財課	公用自動車について経費の節減を図るため、リース化や小型化を更に進めます。	公用車両の一括管理やリース化及び小型化によって経費の節減が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・老朽化や排ガス規制等により公用車を19台廃止し、新規に14台導入した。 ・新規導入車両14台のうち、リース車両を3台導入した。 ・新規導入車両14台のうち、軽自動車を4台導入した。 (平成18年度) ・老朽化や排ガス規制等により公用車を22台廃止し、新規に19台導入した。 ・新規導入車両19台のうち、リース車両を13台導入した。 ・新規導入車両19台のうち、軽自動車を8台導入した。 (平成19年度) ・老朽化や排ガス規制等により公用車を19台廃止し、新規に17台導入した。 ・新規導入車両17台のうち、リース車両を11台導入した。 ・新規導入車両17台のうち、軽自動車を8台導入した。 (平成20年度) ・老朽化や排ガス規制等により公用車を26台廃止し、新規に29台導入した。 ・新規導入車両29台のうち、リース車両を22台導入した。 ・新規導入車両29台のうち、軽自動車を20台導入した。 (平成21年度) ・老朽化や排ガス規制等により公用車を24台廃止し、新規に18台導入した。(バイク除く) ・新規導入車両18台のうち、リース車両を12台導入した。 ・新規導入車両18台のうち、軽自動車を11台導入した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 引き続き、公用車両のリース化や小型化を推進し、経費節減に努めていく必要がある。	100%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標(目的・内容)	改革により期待できる成果(効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況
						17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する達成度
2	21	物件費(注10)の抑制 [関連19,46,47,48]	企画財政部財政課	賃金・委託料をはじめとした物件費について経費の節減を図るため、全庁的な見直しを行い抑制を図ります。	物件費は、人件費の抑制に伴う賃金・委託料の増加等、今後の増加要因は多いが、地道な削減努力を続け、経常収支比率の抑制に結び付けたい。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・関係部局と連携し、委託事業の仕様書の見直し、臨時職員の適正配置や、予算編成において経常的事業の事業評価を活用し、経常経費の枠配分方式により物件費抑制を図った。 (平成18年度) ・関係部局と連携し、委託事業の仕様書の見直し、臨時職員の適正配置や、予算編成において全ての事業の事業評価を活用し、政策経費、経常経費を枠配分方式により物件費抑制を図った。 (平成19年度) ・臨時職員の適正配置をはじめ、平成20年度予算編成においては、全事業の事業評価を活用し優先度評価を行い、政策経費、経常経費を枠配分方式(経常事業について、原則3%減額した額で枠配分した。)により物件費抑制を図った。 ・契約に当たっては委託事業の仕様書の見直しを図り、随意契約から競争入札への移行促進を図るため、予算編成段階から契約担当課との協議を必須のものとした。 (平成20年度) ・臨時職員の適正配置をはじめ、平成21年度予算編成においては、全事業の事業評価を活用し優先度評価を行い、政策経費、経常経費を枠配分方式(経常事業について、原則3%減額した額で枠配分した。)により物件費抑制を図った。 ・契約に当たっては委託事業の仕様書の見直しを図り、随意契約から競争入札への移行促進を図るため、予算編成段階から契約担当課との協議を必須のものとした。 ・既存の補助金すべて及び平成21年度新規創設補助金について、補助金等審議会の意見を求め、見直しを図った。 (平成21年度) ・臨時職員の適正配置をはじめ、平成22年度予算編成においては、全事業の事業評価を活用し優先度評価を行い、政策経費、経常経費を枠配分方式(経常事業について、原則2%減額した額で枠配分した。)により物件費抑制を図った。 ・契約に当たっては委託事業の仕様書の見直しを図り、随意契約から競争入札への移行促進を図るため、予算編成段階から契約担当課との協議を必須のものとした。 ・平成22年度新規創設補助金及び額の増額された補助金について、補助金等審議会の意見を求め、見直しを図った。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・委託事業の仕様書の確認については、外部機関による判断が必要。 ・臨時職員の配置については、必要な人員を必要な時期に配置することを徹底する。	75%
2	22	公債費の抑制 地方債発行の抑制	企画財政部財政課	財政の硬直化を招かないようにするため、地方債については、つくばエクスプレス沿線整備事業以外の発行は厳選します。17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの総額の10%削減を目指します。	17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの総額の10%削減を目指し、経常収支比率や公債費比率・公債費負担比率の抑制に結び付けたい。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・新行財政改革実行プランでは、経常収支比率や公債費比率・公債費負担比率の抑制を図るため、平成17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの発行総額の10%削減を目標としていることから、地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、毎年度可能な限り、償還元金以内の地方債発行に努めた。 (平成20年度) ・地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、可能な限り、償還元金以内の地方債発行に努めた。(参考)平成20年度一般会計決算における償還元金:3,305,417,560円、借入額:2,507,800,000円 (平成21年度) ・地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先したほか、償還元金以内の地方債発行に努めた。 (参考)平成21年度一般会計決算見込 償還元金:3,509,166,996円、借入額:3,173,600,000円 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先していくが、将来負担が増大することの無いよう、必要最小限の発行に努める。	100%
2	23	負担金・分担金の見直し	企画財政部財政課	各種団体や協議会等の負担金・分担金について経費の節減を図るため、全庁的に再点検し、最小限に抑制します。	各種団体や協議会等の理解のもとに負担金・分担金を抑制し、経常収支比率の抑制に結び付けたい。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・各種団体や協議会等の負担金・分担金については、減額及び廃止を含め内容の見直しと安易な負担の増加を招かないように配慮しつつ、協議会等の設立に対しても慎重な対応を図った。 (平成20年度) ・減額及び廃止を含め内容の見直しと安易な負担の増加を招かないよう予算の査定時において配慮しつつ、各協議会等の会議等においても提言するよう指導を図った。 (平成21年度) ・平成22年度予算編成に当たり、全ての負担金を実績にとらわれることなく見直しを行った。(対前年度約 89,000万円) [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・全ての負担金について、算出根拠等も含め額の見直しを引き続き行う必要がある。	100%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 <small>21年度までの実施目標に対する達成度</small>
						17	18	19	20	21		
2	24	補助金の見直し	企画財政部財政課	団体運営補助金や市単独助成補助金は、いったん白紙に戻し、制度内容については見直しを行います。また、新規の補助金については公募制を採用するなど、公平で透明な交付に努めます。	公募制の導入など公平で透明な補助金の交付に努めるとともに、経常収支比率の抑制に結び付けたい。	実施 (見直し)	実施 (見直し)	実施 (見直し)	実施 (見直し)	実施 (見直し)	(平成17年度) ・平成17年5月の補助金等審議会答申を受け、新しい補助金制度について検討し、市としての補助金等適正化システムを確立し、内容の見直しを行った。 (平成18年度) ・流山市民活動団体公益事業補助金の申請があった10件について、補助金等審議会に諮問し、答申を得る。平成19年度予算要求に当たっての担当課の見解、補助金の改革すべき点を補助金等調査表・補助金等適正化実行プランにより、123件の補助金を調査し、平成19年度予算に係る補助金等(新規15件・増額36件)を補助金等審議会に諮問し、答申を得る。 (平成20年度) ・補助金等適正化実行プランの最終年度であったことから、すべての補助金127件のうち、平成20年度新規分と国県補助金のあるものを除いた95件を補助金等審議会に諮問し、答申を得る。(答申結果:審議対象補助金95件のうち、20年度で廃止となるもの1件、廃止をした方がよいとされたもの1件、改善見直しをした方がよいとされたもの26件で、これら以外67件は継続とされた。) ・また、予算要求に当たって、新規9件や増額補助金(既存補助金に対する答申(H20.10.30付)においてB(改善・見直し)と評価されたもので、かつ、平成21年度予算で増額要求のもの)6件についても、補助金を補助金等審議会に諮問し、答申を得る。(答申結果:新規補助金については、新規補助金は9件のうち、8件はおおむね妥当との審議結果を得たが、1件は認められないとされた。増額補助金については、6件のうち、認められないとされたもの1件、検討する余地があるとされもの3件、妥当とされたもの2件であった。) (平成21年度) ・平成22年度予算の策定にあたり、新規9件、増額18件について、補助金等審議会に諮問し答申を得た。(新規補助金では、妥当が6件、おおむね妥当が2件、認められないが1件であった。増額補助金では、妥当が14件、おおむね妥当が3件、検討を要するが1件であった。) ・後期基本計画における新たな補助金4件について、補助金等審議会に諮問し答申を得た。(妥当が3件、条件つきが1件であった。) [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・公正で透明な補助金の交付に努める。	100%
2	25	各種基金の見直し	企画財政部財政課、関係各課	各種基金について経費の節減を図るために、現在の実情に応じてその必要性を全庁的に再検討し、必要な見直しを行います。	各種基金の目的を現在の実情に応じて見直すことにより、基金をより有効に活用することができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・「流山市民病院等保健医療施設整備基金」、「流山市社会福祉基金」及び「流山市地域福祉基金」の3基金については、基金の目的、内容及び実情を総合的に見直し、平成18年3月に「流山市健康福祉基金」に統合した。 (平成18年度)(平成19年度)(平成20年度) ・基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を行った。 (平成21年度) ・基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を行った。 ・介護従事者処遇改善臨時特例基金を創設した。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・現下の状況から一部の基金については、取り崩さざるを得ない状況であるが、今後の財政需要を考慮し、残高の維持に努めなければならない。	100%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
2	26	西平井・鱈ヶ崎土地 区画整理事業特別会計	都市整備部西・ 鱈事務所	適切な事業費算出に基づき、 一般会計繰入金及び地方債の あるべき財源配分に留意しま す。	事業の早期終了を目指すた め事業費を増額し執行するこ とができる。	検討 実施	検討 実施	検討 実施	実施	実施	(平成17年度) ・事業収入の中心である保留地処分金の安定収入を目指し、平成17年度後期より販売予定の保留地について共同分譲方式導入の検討を行った。 ・今回の共同分譲方式では、売れ残りが出た場合のハウスメーカーによる買取が確約されたこと等により、平成18年度保留地販売の一部についてグリーンチェーン戦略を取り入れた試行的な共同分譲方式を採用し販売することになった。 (平成18年度) ・保留地販売を共同分譲方式で販売開始。年度末までに、13棟中10棟を売却。 ・今後作成する事業計画(実施計画)変更に係わる資金計画の保留地処分金額について検討することができた。 ・事業の期間延伸に伴う資金計画の作成において、保留地の実勢価格を考慮し作成することができた。 (平成19年度) ・事業計画(実施計画)変更及び年度別資金計画を変更する。なお、変更にあたっては、過年度分は実績に基づき変更し、現年度以降分については、事業執行計画に基づき変更するものである。 ・現在実施計画変更素案(期間の延長等)を、国に提出している。 ・共同分譲方式の保留地を完売した。ならびに、平成19年度末までに、共同分譲方式の保留地を含む20箇所の保留地を処分した。 ・1街区近隣商業地域の土地利用について、地権者の換地や保留地を一体的に活用することで、土地の処分価格の上昇や商業地としてのスケールメリットが得られるなどの有効的な土地活用が図れることから、「西平井土地有効活用協議会」を設置し、より良い土地利用の方策等を地権者全員で協議をした。 ・現在は、優先出店事業者を決定し、交渉を進めているところである。 ・以上、適正な保留地処分金収入等を得つつ財源配分に留意していく。 (平成20年度) ・事業計画関連では、事業施行期間について、地盤改良工事や家屋移転対応等に予想外に時間を要した等の理由により、平成20年度末から28年度末までに延伸した。 ・又、資金計画について、当面の事業資金を確保するために借入金額等を変更した。 ・保留地処分については、第1期では一般ユーザー向けの分譲を、第2期では事業者向けの分譲を実施したが、世界的な経済不況の影響等により、当初の処分見込み額の1割程度となり事業資金の確保が大変厳しい情勢となった。 ・工事関係については、中断移転者の早期復帰に係るエリアの造成や都市計画道路に係る地盤改良工事等を推進した。 ・1街区の近隣商業地域内の土地利用については、生鮮食品スーパーが街区の約4割を先行取得したものの残り(保留地を含む。)の土地の取得については、折り合いがつかず決着に至っていない。 (平成21年度) ・事業計画変更については、平成21年12月から個別訪問を実施し、関係地権者に事業計画の見直し方針を説明するとともに、見直し方針に基づき土地利用変更計画案を作成し、地区毎の説明会開催に向けて準備を進めた。 ・工事関係については、優先整備している都市計画道路に係る盛土整地工事や、中断移転者の早期復帰に係るインフラ施設整備と道路築造工事等を実施した。 ・保留地処分については、一般ユーザー向けの分譲を第1期、第2期に分けて実施し、18画地の販売に対して11画地を契約した。 ・また、1街区の近隣商業地域内の保留地については、生鮮食品スーパーと処分価格の合意が得られ、関係地権者と合わせて売却した。この結果、予算計上額より保留地処分金収入が増加し、借入額の減額が図れた。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・事業計画変更については、平成22年度に地元地権者の理解を得ながら変更案を取りまとめ、平成23年度に認可変更の法的手続きを経て、平成24年度から工事着手して行くことになる。 ・都市計画道路(3・5・16号、3・4・12号線)の整備については、居住者の利便性の向上や保留地販売の促進を図るため、平成23年度末の全線開通を目指している。 ・事業資金として活用している地方債については、借入累計額が許可限度額に迫っている。事業の計画的な推進には事業資金の確保が必要であり、保留地販売を大幅に増額することになる。	75%
2	26	国民健康保 険特別会計	市民生活部 国保年金課	法定分以外の一般会計から の繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から 制度の運営が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・収納率向上の体制強化を図るため納付相談や滞納整理を収納指導員中心に実践したが差押に関しては環境整備の段階に留まった。また、医療費抑制に結びつく生活習慣病の発症予防として食生活分析診断による栄養指導を行った。 (平成18年度) ・収納率向上を目指し滞納者には弁明書の提出を求め実情の把握を行い納付相談を積極的に実施した。また、医療費削減対策としては「健康を支える栄養学」をととして生活習慣病の予防に努めた。 (平成19年度) ・収納対策としては滞納者の状況に応じ短期保険証や資格証明証を発行、悪質な滞納者に対しては滞納処分を実施し、保険料の確保に努めた。また、医療費抑制として国保ヘルスアップ事業を開始し、被保険者の生活習慣の改善に努めた。 (平成20年度) ・国民健康保険料の収納率は、年々減少傾向にある。そのため、国民健康保険制度を維持・運営していくためには、悪質な保険料滞納者に対して、短期保険証や資格証明書の発行、差し押さえをするなど収納強化に努めた。また、引き続きヘルスアップ事業を実施するなど被保険者の生活習慣病の予防、改善に努めた。 (平成21年度) ・滞納処分等収納強化に努め、千葉県内3位の収納率を確保し、更に保険料率を改正し自主財源の確保に努めた。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・医療技術の向上による医療費の高騰や団塊世代の大量退職等、国民健康保険の運営は厳しい状況にある。将来にわたり安定的に制度を維持するため、国、県等の補助の拡大を要望していく。	50%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
2	26	介護保険特別会計	健康福祉部 介護支援課	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。	検討 実施	実施	実施	実施	実施	(平成17・18年度) 第3期介護保険事業計画(平成18年度～平成20年度)に基づく実施 ・保険料の見直し 低所得者層負担軽減のための保険料所得段階を6段階から7段階への設定(100%) ・地域支援事業の実施 通所型介護予防事業(運動・栄養・口腔の向上)等の実施、地域包括支援センター(4箇所)の開設(100%) ・施設給付の見直し・施設等における居住費、食費を介護保険法に基づき自己負担の実施(100%) ・予防給付の推進・要支援者の生活機能を改善するため、事業者へサービス提供依頼(90%) (平成19年度) ・保険料の見直し・納付者の負担軽減を図るため、普通徴収の納期を8期から10期に改正(100%) ・平成20年度保険料額が平成17年度の税制改正により大幅上昇者に対する緩和措置の実施に向けた検討 ・地域支援事業、施設給付及び予防給付を平成18年度に引続き実施 (平成20年度) 第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)を策定した。 ・平成20年 6月 高齢者実態調査を実施した。 ・ " 8月～12月 介護サービス見込み量・保険料の算定をした。 ・ " 10月 地区懇談会(全4回)を開催した。 ・ " 5月～平成21年2月 各審議会(全8回)を開催した。 (平成21年度) 介護支援計画、介護報酬請求及び要介護認定等の適正化を図る。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 平成17年度から平成21年度においては、目標通りの成果を達成することができたが、平成21年度から始まった第4期介護保険事業計画について、平成22年度及び最終年度の平成23年度並びに平成24年度より始まる第5期介護保険計画に向け、平成22年度に検証を行う。 上記の事項を中心に実施し、引き続き法定分以外の一般会計からの繰り入れは行いません。	100%
2	26	老人保健医療特別会計	健康福祉部 高齢者生きがい推進課	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。	検討 実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・国保、社保分レセプトの縦覧点検を平成17年度7,330件、同18年度8,031件、同19年度 6,599件実施。 ・保健師による重複受診者、頻回受診者に対する訪問指導を平成17年度70件、電話相談を26件、同18年度83件、22件、同19年度85件、17件実施。 ・資格点検による負担割合等の是正処理を平成17年度1,527件、同18年度1,530件、同19年度1,086件実施。 ・老人医療費の適正化を図るため、老人医療費の状況を広報に掲載し、健康づくりのリーフレット等の窓口配付を行い、健康の保持増進を呼びかけた。 (平成20年度) ・国保、社保分レセプトの縦覧点検を平成20年度は1,725件実施した。 ・保健師による重複受診者、頻回受診者への訪問指導を平成20年度は82件、この他に電話指導を53件行った。 ・資格点検による負担割合等の適正処理を平成20年度は376件実施した。 (平成21年度) ・国の監査等により発覚した過誤分や第三者行為による診療報酬の回収に努めた。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・過誤分や第三者行為による診療報酬の回収に努め、適正な予算の執行に努める。 上記の事項を中心に実施し、引き続き法定分以外の一般会計からの繰り入れは行いません。	100%
2	26	後期高齢者医療特別会計	健康福祉部 高齢者生きがい推進課	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。	---	---	---	実施	実施	(平成20年度) ・広報紙に保険料の納付方法など制度全般についての解説記事を12回掲載した。 ・制度説明会を市内4地区で1回ずつ開催したほか、老人クラブ、自治会等を対象に5回開催し、制度の周知に努めた。 ・保健事業である健康診査を9月から10月にかけて実施した。 (平成21年度) ・広報紙に制度内容、保険料の軽減、納付方法などについての記事を10回掲載し啓発に努めた。 ・「広域連合だより」や「後期高齢者医療制度かんたんガイド」などのパンフレットを窓口(各出張所含む)に配備し、制度の周知に努めた。 ・生活習慣病等の早期発見と健康の保持促進のため健康診査を6月から8月にかけて実施した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・制度概要の案内を広報やホームページなどで周知するとともに制度内容の案内パンフレットなどを窓口(各出張所含む)に配備し、制度の周知に努める。 ・保健事業である健康診査を引き続き(6月から8月)実施する。 ・健康診査結果に基づき、保健師による訪問指導を引き続き行なうことにより医療費の適正化に努める。 上記の事項を中心に実施し、引き続き法定分以外の一般会計からの繰り入れは行いません。	100%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
2	26	公共下水道特別会計	土木部 下水道業務課	下水道事業運営審議会の中で、定期的に下水道事業経営について財政状況等に基づく検証を行い、健全かつ円滑な事業執行を図ります。	下水道事業運営審議会の中で、下水道事業経営について財政状況等に基づく検証を行うことにより、今後の下水道事業の円滑な執行が見込める。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・下水道事業運営審議会を1回開催。「下水道事業受益者負担に関する条例」に基づく負担区及び単位負担金額の設定を諮問し、原案どおり承認する答申を受けた。 (平成18年度) ・諮問事項がないことから、下水道事業運営審議会を開催していない。 (平成19年度) ・下水道事業運営審議会を2回開催。「下水道事業受益者負担に関する条例」に基づく負担区及び単位負担金額の設定を諮問し、原案どおり承認する答申を受けた。 (平成20年度) ・下水道事業運営審議会を1回開催。「流山市の公共下水道事業の現況」を審議会に報告した。 (平成21年度) ・下水道事業運営審議会を1回開催。「下水道事業受益者負担に関する条例」に基づく負担区及び単位負担金額の設定を諮問し、原案どおり承認する答申を受けた。また、「流山市の公共下水道事業の現況」を同審議会に報告した。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・今後も、「下水道事業受益者負担に関する条例」に基づく負担区及び単位負担金額について下水道事業運営審議会に諮問し、適正な設定に努める。 ・今後も、定期的に下水道事業経営について財政状況等に基づく検証を行い、健全かつ円滑な事業執行に努める。 ・平成21年度末の下水道普及率は71.5%であることから、今後も引き続き下水道整備の推進に努める。	75%
2	27	土地開発公社	総務部管財課	関係法令に基づいて適切に事業を推進するとともに、各種経費の削減に努めます。	市の外郭団体として適正な運営が図れる。	検討 実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・公有用地 16,803.18㎡を 1,830,146,157円で土地開発公社から取得 (平成18年度) ・公有用地 2,210.09㎡を 382,939,909円で土地開発公社から取得 (平成19年度) ・取得実績なし (平成20年度) ・市道東深井・市野谷2号幹線道路新設事業用地取得について委託 面積890.46㎡ 価格154,776,578円 ・都市計画道路3・3・28号中・駒木線道路改良事業用地取得について委託 面積277.80㎡ 価格20,584,980円 (平成21年度) ・市道東深井・市野谷2号幹線道路新設事業用地取得について委託 515.04㎡ 168,819,818円 ・公有用地 997.11㎡ 131,087,812円で土地開発公社から取得 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] 土地価格の下落や横ばい状態が続く中で土地開発公社の存続について、検討する時期を迎えている	100%
3	28	行政評価システムを活用した全事務事業の見直し	企画財政部行政改革推進課	効率的な行財政運営を推進するため、PLAN(計画)、DO(執行)、SEE(評価)のマネジメントサイクルによる行政評価システムを活用し、毎年、全ての事務事業の見直しを行い、行財政改革実施本部で進捗状況の管理を行います。なお、評価結果は、市民に公開します。	事務事業は施策を達成させるための手段と考える行政評価システムの発想を定着させることにより、財政事情やまちづくりの進捗度を視野に入れ、本市の実情に即した事務事業が選択できる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・全ての事務事業(約730事業)について見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し、事務処理の改善・工夫などにより134事業について改革を実践した。(削減額:約2億5千万円) ・優先度評価会議を開催し、結果を実施計画や予算に反映させ、事業を厳選した。 (平成18年度) ・全ての事務事業の見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し、事務処理の改善・工夫などにより92事業について改革を実践した。(削減額:約3億8百万円) ・優先度評価会議を開催し、結果を実施計画や予算に反映させ、事業を厳選した。 (平成19年度) ・全ての事務事業の見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し、事務処理の改善・工夫などにより42事業について改革を実践した。(削減額:約7億5千2百万円) ・優先度評価会議を開催し、結果を実施計画や予算に反映させ、事業を厳選した。 (平成20年度) ・全ての事務事業の見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し、事務処理の改善・工夫などにより47事業について改革を実践した。 (削減額:約7,174万円) ・優先度評価会議を開催し、結果を実施計画や予算に反映させ、事業を厳選した。 (平成21年度) ・廃止・見直し検討対象となる15事業を選定し、外部の有識者や市民の代表(行財政改革審議会委員4名)による「事務事業の廃止・見直し等検討会議」を行った。 ・検討結果は、拡充・継続すべきが1事業、縮小すべきが3事業、廃止すべきが3事業、民間委託すべきが3事業、要改善が5事業となり、予算ベースで約1億1千万円の削減効果が見込めた。 ・職員の負担軽減と関係帳票との連動、兼用化となるよう「事務事業マネジメントシート」の改正を行なった。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・施策の目的の達成手段として機能しているかどうか、施策内の事務事業の優先順位付けを的確に実施できるようになることで、初めて行政評価が活かされたことになるので、庁内の評価会議の充実を推進していく。	75%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
3	29	入札等契約制度の改善 【関連30】	総務部管財課	入札監視委員会により、公平・公正な入札執行に努めます。また、入札情報をホームページに掲載し透明性を確保します。	入札監視委員会の設置及び入札情報のホームページ掲載により、入札・契約事務の一層の透明性・競争性の確保が可能となる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・学識経験者3名で構成する入札監視委員会を開催し、市発注工事の入札手続について審議した(2回)。また、審議の結果を踏まえて、一般競争入札の拡大等について市長に建議した。 (平成18年度) ・入札監視委員会を開催し、市発注工事の入札手続について審議した(2回)。一般競争入札の対象を設計金額5000万円以上から3000万円以上とし、対象範囲を拡大した。 (平成19年度) ・入札監視委員会を開催し、市発注工事の入札手続について審議した(2回)。一般競争入札の対象を設計金額3000万円以上から1000万円以上とし、対象範囲をさらに拡大した。また、入札結果閲覧簿に応札率や応札分布図を追加し、入札情報の充実を図った。 (平成20年度) ・入札監視委員会を開催し、市発注工事の入札手続について審議した(2回)。入札・契約事務の一層の透明性・競争性の向上を図るため、更に一般競争入札の対象を設計金額が130万円を超える建設工事まで拡大した。 ・流山市建設工事特別簡易型総合評価落札方式試行落札者決定基準を作成し、土木一式工事2件について試行を行いデータの収集を行った。 (平成21年度) ・入札監視委員会を開催し、市発注工事の入札手続について審議した(2回)。 ・昨年度から継続して流山市建設工事特別簡易型総合評価落札方式試行を7件実施した(試行合計9件)。試行が終了したことから、結果を分析した上で新たな落札者決定基準を作成し、2工事件件で本格導入した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・入札監視委員会を活用して市発注工事に関する入札手続の更なる透明性・競争性を図るとともに、流山市建設工事特別簡易型総合評価落札方式による実施案件を増やし市内事業者の活性化に努めたい。 なお、入札情報については、市ホームページに掲載しており、透明性を確保している。	100%
3	30	電子入札制度(注11)の導入 【関連29】	総務部管財課	入札契約事務の効率化と適正化を図るため、電子入札制度を導入します。	入札事務手続きの電子化を図ることで、民間事業者がインターネット網を活用して入札に参加する機会が拡大される。これにより、競争性の促進、事務の効率化及び入札業務の透明性・公平性の確保が可能となる。	検討	検討 実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・千葉県電子自治体共同運営協議会の電子入札ワーキンググループに参加し、電子調達システムの導入に向けて、規約策定、システムのカスタマイズ等について協議した。 (平成18年度) ・電子調達システム(電子申請システム)を使用して、平成19・20年度の競争入札参加資格申請を受け付けた。(3,619件)また、市内建設工事業者を対象に電子入札操作研修会を開催するとともに、仮想案件で土木一式工事の模擬入札を実施した。 (平成19年度) ・建設工事部門で電子入札を導入し、工事件件については原則電子入札に移行した。 平成20年度から測量、コンサルタント部門に電子入札を拡大するため、市内の測量、コンサルタント業者を対象に電子入札操作研修会を開催した。 (平成20年度) ・電子入札を測量・コンサルタント部門に導入した。 ・物品、委託部門の電子入札について検討を行い、平成21年度導入に向けて、市内業者を対象とした事前操作説明会を12月17日に実施した。 (平成21年度) ・物品、委託部門に電子入札を導入するための関係条文等の整備を行い、12月に市内の事業者を対象とした模擬電子入札を行い実際の操作を体験する機会を設けた。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・物品、委託部門で電子入札を導入する環境は整ったので、今後は電子入札に必要な事業者のICカード取得が伸びていない状況から、一部の案件を特定し導入を試みたい。	100%
3	31	アウトソーシングの推進 【関連46,54】	企画財政部行政改革推進課	アウトソーシングについては、経費の削減だけでなく、市民参画の観点を取り入れた、アウトソーシング計画に基づき、積極的に推進します。	職員数が減少していく中で、アウトソーシングを進めることにより、公共サービスの維持向上、市民との協働、更にはスリムな組織の実現など、効果的な公共サービスの提供が可能となる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・アウトソーシング計画の第1次計画を策定した。 (平成18年度) ・平成19年度から実施を予定している行政提案事業(13事業)を決定し公表した。また、市民による業務参加の提案募集(広報誌3月15日号)を実施した。 (平成19年度) ・行政提案による事業者等の募集を行い、12事業について委託を実施した。また、市民提案には23件の提案を受け行政改革実施本部で6事業(7件)を採択し、平成20年度の実施に向けて準備中。更に、第2次アウトソーシング計画を平成20年3月に策定した。 (平成20年度) ・窓口部門などのアウトソーシングを推進するために「アウトソーシング可能性検討業務」を実施し、自転車駐車場業務の一部について、アウトソーシングへ移行が見込まれた。 ・業務分析により、国民年金業務において、正規職員2名分の業務を再任用3名で対応する体制に変更した。 (平成21年度) ・前年度に引き続きアウトソーシング事業[行政提案11事業、市民提案6事業]を実施した。 ・市民協働事業について市民からの提案を募集し、平成21年度は2件の市民提案があったが、審査の結果、不採択となった。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 平成17年3月策定アウトソーシングの指針による第1次、第2次アウトソーシング計画が終了したが、新たなアウトソーシング計画を策定し、効果的な行政運営を行うために、市民提案の募集など引き続きアウトソーシングの拡大を推進していく。	100%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 <small>21年度までの実施目標に対する達成度</small>
						17	18	19	20	21		
3	32	市有財産の有効活用	総務部管財課	市有財産について、将来にわたる活用の可能性も含め検討し、売却・賃貸・転用するなど有効活用を促進します。	市有地の売却及び賃貸を進めることで、維持管理経費の削減及び一般財源の確保が図られる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・土地貸付収入 37件 11,372.07㎡ 27,385,322円 ・土地売却収入 15件 1,674.98㎡ 198,777,364円 (平成18年度) ・土地貸付収入 36件 12,792.66㎡ 1,279.66㎡ 27,532,545円 ・土地売却収入 21件 4,663.2㎡ 804,935,102円 (平成19年度) ・土地貸付収入 44件 16,463.06㎡ 27,155,726円 ・土地売却収入 9件 924.09㎡ 55,573,973円 (平成20年度) ・土地貸付収入 35件 10,644.37㎡ 24,078,777円 ・土地売却収入 7件 937.65㎡ 56,767,499円 (平成21年度) ・土地貸付収入 26件 9,548.23㎡ 26,174,057円 ・土地売却収入 3件 515.58㎡ 14,902,178円 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 不動産市況が低迷する中で、土地の売却にあたっては、今後もタイミングを見極めながら慎重に対応する必要がある。	100%
3	33	公共施設等の有効活用 【関連34】	企画財政部企画政策課	全ての公共施設について、利用促進及び有効活用を図るため、多角的な検討を行い、管理運営方法等の見直しを行いません。	公共施設の管理運営方法として指定管理者制度を導入することで、人件費を含めた維持管理経費の削減が可能となる。また、小山小学校・十太夫福祉会館についてPFIを導入したことで、建設費及び維持管理経費の削減が図られる。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度) ・17施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行う。 ・「小山小学校校舎等の建設に関するPFI導入可能性調査」を実施。 (平成18年度) ・平成18年4月、17区分19施設に指定管理者制度を導入。 ・PFI導入に向け、アドバイザー契約、事業者選定を実施。 (平成19年度) ・平成20年4月より、新たに3施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行った。 (平成20年度) ・小山小学校・十太夫福祉会館の工事の実施についてモニタリングをしながら指導監督を行い工事を進め、平成21年4月オープンに向け準備を行った。 ・十太夫福祉会館(児童センター)の指定管理者を選定した。 ・公共施設保全計画の整備について庁内で検討会議を行い、導入に向けて準備を行った。 ・指定管理者以外の施設は業務委託を実施。 ・施設の貸し出し時間の区切を3時間とした。 (平成21年度) ・総合体育館の建替えについては、民間活力を導入した建替・運営を行う方針とし、今後、事業担当課で検討していくこととなった。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・今後、公共施設の建設・維持管理・運営に関しては、今後策定予定の公共施設保全計画との連携を図り、総合的な有効活用の方針を定める必要がある。	75%
3	34	公共施設における指定管理者制度の導入 【関連33】	企画財政部企画政策課	公共施設における指定管理者制度について、効率性やコストの分析を踏まえ、利用する市民の視点から検討し、導入します。	公共施設の管理運営方法として指定管理者制度を導入することで、人件費を含めた維持管理経費の削減が図られる。また、制度導入後の状況を検証していくことで、利用者の視点に立った施設運営が可能となる。	検討実施(調査)	実施(導入)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) ・17施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行う。 ・「小山小学校校舎等の建設に関するPFI導入可能性調査」を実施。 (平成18年度) ・平成18年4月、17区分19施設に指定管理者制度を導入。 (平成19年度) ・平成20年4月から、新たに3施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行う。 (平成20年度) ・平成21年4月から、新たに3施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行った。 ・定期的に施設利用者の声を反映させるモニタリング制度を導入し、これに基づいた適正な指定管理者への指導・監督を実施し、一層のサービス向上に反映させるため、モニタリングにある統一アンケートを実施してサービス向上に努めた。また、実施時期等についてより明確にするため、「満足度調査実施要領」を策定した。 (平成21年度) ・新規導入施設： 南部柔道場(H21年10月導入) 流山市自転車駐車場(H22年3月導入) ・現時点で、54施設中、導入する方針が決定している41施設の内、24施設を導入済み 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・H18年4月導入の16施設について、H23年3月末で指定期間が満了することから、再選定に向けた選定方法や作業方針等を検討す	75%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
3	35	市立幼稚園の見直し	学校教育部 学校教育課	市立幼稚園協議会の答申を踏まえ、市立幼稚園の見直しを行います。		検討	検討	実施	実施	実施	(平成17年度) ・幼稚園協議会からの答申を受け教育委員会議、議会等への市立幼稚園の今後の方向性について説明を行う。 ・幼児教育基本計画策定等のため先進地視察を実施。 (平成18年度) ・小山小学校校舎建設等PFI事業実施方針に「幼児教育研究室」設置が位置付けられる。 ・幼児教育基本計画策定等のため情報収集に努めた。 ・東幼稚園を廃園 (平成19年度) ・幼児教育基本計画策定等のため幼保小関連教育研究の一環として、各分野(小学校、公立幼稚園、保育所、保育園)との意見交換を実施。 (平成20年度) ・幼児教育基本計画策定等のため幼保小関連教育研究の一環として幼児教育研究室を中心にして意見交換、相互参観等を実施。 ・市立幼稚園協議会の答申を受けて、平成23年流山幼稚園廃園に向け、保護者・自治会地域住民への説明会を実施した。 (平成21年度) 幼保小関連教育研究の一環として幼児教育研究室を中心として幼稚園、保育園、小学校相互の意見交換、参観を行った。 平成21年第2回市議会において、「流山幼稚園設置条例の一部を改正する条例(流山幼稚園廃園条例)」が可決され、流山幼稚園の廃園が決定した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 今後の留意事項 ・廃園に向けて事務を円滑に進める。 推進事項 ・幼児教育研究室の充実に努める。	100%
4	36	人材の確保と育成 (人材育成と職員の意識改革)	総務部人事課	新たに発生する行政課題や直面する諸課題に積極的に取り組み解決していく姿勢と能力を持つ人材の確保・育成・活用に努めます。	人材育成と職員の意識改革を進めることで、市民に役立つ職員が増加し、公共サービスの向上に寄与する。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・市町村アカデミーの修了レポートをグループウェアで発表した。 ・採用試験に際し1次試験は共通試験を採用し、2時面接試験は民間人を含めた採用委員会の設置により公平性・透明性のある採用試験を実施した。 ・人材育成については、経歴管理の有効活用とジョブローテーションにより若手職員の能力向上を図るよう人事異動に配慮した。 ・自治大学校の派遣職員は内部研修講師として研修成果等の発表の場を提供した。 ・自己申告制度の充実及び希望降格制度を活用した。 (平成20年度) ・平成21年4月1日付けの職員採用試験を2回実施した。一般行政上級・土木上級・保育士・保健師は7月20日に、消防士(初級・救急救命士)・精神保健福祉士は9月21日にそれぞれ実施した。特に、一般行政上級・土木上級・保育士・保健師の試験は、1次(筆記試験)、2次(集団討論)、3次(個別面接)と試験回数を増やしコミュニケーション能力等の有無を見極めた。 また、個別面接ではエントリーシートを活用して面接の充実に役立てた。その結果、一般行政上級23名、土木上級3名、保育士1名、保健師1名、精神保健福祉士1名、消防(初級)3名、消防(救急救命士)4名を採用した。内定期間中は、事務連絡や市役所の様子等をメールで送信するなどこまめに連絡を取り続けた。 平成21年度採用応募状況(括弧内は20年度) 一般事務486名(101名)、土木上級68名(22名)、保育士118名(115名) ・自部署の業務を振り返るほか、業務の効率化を図り、改善策を見える化するために管理職の意識改革とプロセスマネジメント研修を7月30日から1月28日までのうち38日間にわたり実施した。 (平成21年度) ・平成21年度は、一般行政上級、土木上級、保育士の最終合格者を対象に合格者懇談会を実施した。市長の話と先輩職員との懇談会を実施した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・合格者懇談会を実施することで行政課題の解決する能力や積極的な職員の採用に一定の効果があることから今後も続けていきたい。	100%
4	37	職員研修制度の充実 【関連38】	総務部人事課	自主研究、職場研修、職場外研修の3つの柱を基本として、体系的で効果的な研修を行うため、研修計画を策定します。	職員研修制度を充実させることにより、直面する行政課題や諸課題に的確に対応することが可能となる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度)(平成20年度)(平成21年度) (1)自主研修 H21:29件、H20:29件、H19:32件、H18:41件、H17:26件 (2)職場研修 各所属で随時実施 (3)職場外研修 ・派遣研修 H21:44名、H20:24名、H19:28名、H18:29名、H17:32名 ・委託研修 H21:523名、H20:547名、H19:357名、H18:514名、H17:368名 (平成20年度) ・特別研修 幹部職員共同研修59名、裁判員制度出前講義50名 ・行政課題研究事業 延べ47課等86名 (平成21年度) ・特別研修 幹部職員共同研修50名、市長講話「流山市の自治体経営について」252名 ・行政課題研究事業 延べ54課150名 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・研修機会を増やすことはもちろんであるが、専門的知識を得ることのできる派遣研修に特に多くの職員を行かせたい。	100%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
4	38	研修成果等発表の場の提供 【関連37】	総務部人事課	研修や自主研究で得られた成果について、発表の場を設けることにより、職員の自己啓発に対する意欲を高めるとともに、その成果を庁内に普及させます。	研修成果を発表する機会を提供することで、職員個人の成長を促すことにより、職場内の意識改革が図られる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・市町村アカデミーのレポートをグループウェアで発表した。 ・自治大学校派遣研修の成果について庁議で発表し、評価を得た。 (平成20年度) ・研修課題研究事業のレポートをグループウェアに随時、掲載をした(掲載は視察者本人)。 平成19・20年度で実施できなかった自治大学校派遣研修の成果報告を平成21年度に合わせて実施することとする。 (平成21年度) ・研修課題研究事業のレポートをグループウェアに随時、掲載をした。自治大学校については、グループウェアへの掲載のほか庁議において研修結果の報告を実施した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・研修課題研究事業のレポートのグループウェアへの掲載は今後も継続していきたい。自治大学校についても同様。	100%
4	39	人事評価の実施	総務部人事課	業績や能力を適切に評価し、人事や給与に反映させる人事評価システムを導入します。	業績や能力に基づいた人事評価制度を取り入れ、人事や給与に反映させることで、職員個々の積極性や組織の活性化が可能となる。	検討	実施	実施	実施	実施	(平成18年度) ・人事評価制度本格実施(課長相当職以上対象) 評価者研修の実施(部課長相当職)H19:75名 H18:79名 評価表の集計 成績率への反映について:H19年度12月勤勉手当に反映した。 (課長相当職以上) (特に優秀:部長級1名、次長課長級2名、良好でない(懲戒処分)0名) (平成20年度) ・人事評価者研修を実施した(5月29日、6月2日・3日:出席者70名)。 (平成21年度) ・年2回、7級職員及び8級職員の人事評価を実施した(前期4月1日~9月30日、後期10月1日~3月31日)。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・人事評価者研修は、新任課長を対象に、今後も実施していきたい。	100%
4	40	管理職昇任制度の導入	総務部人事課	公平・公正な管理職昇任制度について検討し、導入します。	公平・公正かつ能力に基づいた昇進制度を取り入れることで、職員個々の積極性や組織の活性化が可能となる。	検討	検討	実施	実施	実施	(平成18年度) ・先進市視察 (平成19年度) ・課長昇任研修として、1日間の管理職研修を実施後論文記述式の評価を実施。その後、面接評価を実施し、勤務実績等をあわせ、課長職昇任の判断材料とした。 (平成20年度) ・平成19年度に33名の応募者に対してコーチング研修・論文作成・面接を実施した。その結果、平成20年4月1日付けで14名の課長が誕生した。平成20年度には51名(新規28名・再チャレンジ23名)が応募した。 (平成21年度) ・平成21年度は37名(新規17名・再チャレンジ20名)の応募があった。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・導入して3年経過したが、毎年コンスタントに応募者がいることから、今後も継続していきたい。また、課長補佐級昇任研修も検討したい。	100%
4	41	スペシャリスト職員の育成と複線型人事制度(注12)の導入	総務部人事課	高度な専門知識と経験を必要とする業務に対応できるスペシャリストを養成するため、昇進管理やスペシャリストポストの確保など、複線型人事制度について検討し導入します。	高度化・多様化する行政課題に的確に対応するとともに、職員の適正や能力に対応した人材の有効活用が期待できる。				検討	検討 実施	(平成20年度) ・希望勤務機関制度の活用や所属長の意見を考慮しながら、人事異動で対応可能な面もあることから、制度化については引き続き、検討することとした。 (平成21年度) ・先進市を視察し、素案を作成したが、スペシャリストになった後の昇格判定が困難であるため、導入には至っていない。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・制度を導入せずとも人事異動で対応できると考えられる。	50%
4	42	希望降格制度の導入	総務部人事課	職責を果たすことが身体的、精神的に苦痛を感じる職員や家庭の事情等により、その職責を果たすことが困難と感じる職員が降格を申し出る制度について検討し、導入します。	職員の実情を考慮した職場環境に結びつく。	検討 実施 (導入)	実施	実施	実施 (充 実)	実施 (充 実)	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・希望降格制度の導入、実施 平成17年度において1名希望降格あり。平成18、19年度該当なし。 (平成20年度) 12月3日付けで希望降格制度の実施について通知をした。希望者は1名。実施は平成21年4月1日付けとなる。 (平成21年度) 9月14日付けで希望降格制度の実施について通知をした。希望者は2名。実施は平成22年1月1日付けとなる。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・職員の希望があることから今後も継続して実施していきたい。	100%
4	43	勤務体制の見直し	総務部人事課	市民サービス向上の観点から、窓口時間の延長、開館日の拡大に対応するため、勤務時間や勤務体制を見直します。	施設の目的に即した利用時間や開館日の拡充が可能となり、市民にとっての利用しやすさというサービスの向上に寄与する。	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	(平成17年度) ・図書館、保育所、おおたかの森出張所については、勤務時間の割り振り変更により対応することとした。 図書館(森の図書館含む) 8:50~17:20 11:50~20:20 保育所 7:00~15:30 8:30~17:00 10:30~19:00 おおたかの森出張所 8:30~17:00 10:30~19:00 (平成20年度) ・休憩時間の廃止により、休憩時間が午後12時15分から午後1時までの45分間となった。しかし、職員の疲労の回復と労働の負担軽減の観点から休憩時間を60分間とする必要があることから平成21年4月1日から施行できるよう規則の改正作業を行った。 (平成21年度) ・休憩時間を45分から60分に変更した(一部施設を除く。) 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 休憩時間が60分となったことで職員の疲労の回復と労働の負担軽減が図れていると考えられるので、今後も60分の休憩を継続していきたい。	100%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 <small>21年度までの実施目標に対する達成度</small>
						17	18	19	20	21		
4	44	各種手当の見直し	総務部人事課	各種手当(特殊勤務手当、住居手当、調整手当)、旅費日当について適正化を図るため、見直しを更に進めます。	各種手当に係る経費が削減され、経常収支比率の改善及び公共サービスのための経費確保が図られる。	検討実施	検討実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・平成18年度から住居手当、特殊勤務手当、調整手当について削減することとした。 (平成18年度) ・旅費日当については日帰り日当の廃止について12月議会に上程し、平成19年4月1日施行で廃止とした。 ・特殊勤務手当については2種類を平成19年4月1日から廃止し、21種類を19種類に削減した。 (平成21年度) 見直しの該当なし 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 各種手当について、今後もその検証、見直しに努めていく。	75%
4	45	職員福利厚生事業の見直し	総務部人事課	各種福利厚生事業について、経費の節減を図るとともに、時勢にあったものとするため、見直しを更に進めます。	時勢にあわない福利厚生事業の見直しを図ることで、経費の削減が図られるほか、真に必要な新たな事業の整備が可能となる。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度) ・職員互助会事業補助金の休止や全国都市職員災害共済全職加入を廃止や臨時職員の健康診断の一部実施(雇用保険加入者)。 (平成18年度) ・職員の定期健康診断委託料の削減及び検査項目にメタボリックシンドロームを加え充実を図った。メンタルヘルス対策の一環として、心身の状況を知るための「心の健康チェック」を産業医及び専門医の助言・指導を受け実施した。職員の元気回復を図るため、職員互助会補助金を再開した。 (平成19年度) ・メンタルヘルス対策として、「心の健康チェック」を産業医の助言・指導を受け実施し、部門別・男女別・年齢別に分析結果を出し、その結果を基に管理職員のメンタルヘルス研修会を実施。 (平成20年度) ・9月4日、5日(一般職132名参加)、10月21日、22日(管理職68名参加)を対象に、メンタルヘルス研修会を実施した。 (平成21年度) ・心とからだの健康チェックの分析結果をもとに、10月8日、9日(一般職125名)、10月20日、21日(管理職67名)を対象にメンタルヘルス研修会を実施した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・今後も経費の節減を図りつつ、真に必要な福利厚生事業の整備に努めていく。	100%
4	46	職員数の抑制 【関連19, 21,54】	企画財政部行政改革推進課	定員適正化計画に基づき職員の抑制に努め、職員総数を平成22年4月1日までに140人の削減を図ります。	定員適正化計画とアウトソーシング計画を歩調をあわせて推進することにより、スリムな組織で効率のよい行財政運営が展開できる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・定員適正化計画は、平成17年度において、次の理由により見直しを行った。 国の要請に基づき計画期間を平成22年4月1日までに変更した。 「安心安全のまちづくり」を推進するために、市民の生命に直接関わる業務である消防職に関しては、一般職などの1割補充とは別枠で、退職者数と同数を補充することとした。これにより、平成22年4月1日までに職員総数を140名削減する。 ・全課を対象としたヒアリングを実施し、平成18年3月に「第1次アウトソーシング計画」を策定した。 (平成18年度) ・アウトソーシング計画と定員適正化計画の整合性を計りながら職員削減を実践した。 H18.4.1職員数 1,073人 H19.4.1職員数 1,064人(+8) (平成19年度) ・平成22年4月1日を目標とした定員適正化計画の職員数について、計画の中間年度であることから再検討を行った結果、「安心安全のまちづくり」や「子育て支援」に係る退職者補充の考え方を見直したことに伴い、計画人員に対しては若干上回っているが、残りの計画期間で修正可能であることから、計画自体の見直しは行わないこととした。 (平成20年度) ・アウトソーシング計画と定員適正化計画の整合性を計りながら組織改編を行い、職員削減を実践した。 ・平成20年4月1日現在の職員数は、1,049名であり、前年に比較し15名減少したものの計画人員に対しては、22名上回っている。 ・定員適正化計画との乖離については、消防南分署及び東分署の格上げによる増隊分として10名を採用したことや、福祉部門の増強等、下期5カ年計画の重点プロジェクトである「安心安全のまちづくり」「健康・いきいきまちづくり」に対応したことによるもの。 (平成21年度) ・平成21年4月の組織改編では、課や係の統合を行うなど職員削減を進めた。 ・平成21年4月1日現在の職員数は、1,045名であり、前年に比較し4名減少したものの計画人員に対しては、50名上回っている。 ・乖離の理由は下期5カ年計画の重点プロジェクトである「安心安全のまちづくり」「健康・いきいきまちづくり」に対応したことによるもの。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・下期5カ年計画の重点プロジェクトへの対応などにより、職員削減数は計画の140名に対し60名に留まった。 ・平成22年度から始まる後期基本計画の諸事業の確実な推進のため、平成22年3月に新たな定員適正化計画を策定し、平成27年4月1日までに平成22年4月1日比で6%、63名の削減を目指す。	75%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 <small>21年度までの実施目標に対する達成度</small>
						17	18	19	20	21		
4	47	臨時職員等の活用 【関連21】	総務部人事課	臨時職員等の採用や配置にあたっては、その必要性を十分検討し、効率的な活用に努めます。	正職員と臨時職員の役割を明確にし、その上で効率的な活用を行うことで、職員数の減少に伴うサービス低下を防ぎたい。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・臨時職員の配置要望の精査及び効率的な配置を行っている。合わせて、平成18年8月1日付けで要綱を改正し、臨時職員の配置基準の明確化を図った。更に、平成19年度には新たに嘱託職員制度を設け、同年2月から試行的に運用している。 (平成20年度) ・臨時職員の待遇改善のために勤務時間を午前9時から午後5時までとし、年次有給休暇の繰越しを認める。また、フルタイム勤務(社会保険加入者を含む。)の臨時職員には、特別休暇を認める。以上について平成21年4月1日から施行できるよう要綱の改正作業を行った。 (平成21年度) ・臨時職員の採用や配置は、各課からの要望を精査し、効率的に実施した。一方、臨時職員の処遇改善のため、年次有給休暇の繰越し及びフルタイム勤務(社会保険加入者を含む。)の臨時職員の特別休暇を創設した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・今後も臨時職員の配置が必要な課には、要望を精査し効率的な配置をしていきたい。	100%
4	48	嘱託職員の活用	総務部人事課	窓口部門を中心に嘱託職員を効率的に配置することで市民との協働及び個人参加型のアウトソーシングを推進します。	正職員と嘱託職員の役割を明確にし、その上で効率的な活用を行うことで、職員数の減少に伴うサービス低下を防ぎたい。	---	---	---	検討 実施	実施	(平成20年度) ・4月は20人の嘱託職員を配置した(市民税課1、市民課5、東部出張所1、南流山出張所2、江戸川台駅前出張所2、おおたかの森出張所5、国保年金課4)。しかし、3人が退職したため、急遽、採用試験を実施し、7月1日付けで6人を採用し、23人体制としたが、その後、4人が退職し、年度末には19人(市民税課1、市民課5、東部出張所2、南流山出張所2、江戸川台駅前出張所2、おおたかの森出張所3、国保年金課4)となった。なお、1月～2月にかけて任用更新及び希望勤務機関等調査を実施した。 (平成21年度) ・現在も19名の嘱託職員がおり、窓口事務で活躍している。なお、1月～2月にかけて任用更新及び希望勤務機関等調査を実施した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・嘱託職員を導入して2年が経過し、この1年は退職者は出ておらず、制度として落ち着いてきたところであり、窓口業務の整理など効果があった。	100%
4	49	実務経験者の採用	総務部人事課	従来の採用システムに加え民間企業で培った専門知識・技術や実務経験者の任期付職員の採用に努めます。	民間企業で培った専門知識や技術の活用により、新たな発想による公共サービスの提供などが可能となる。	検討 実施 (任用)	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・平成17年4月1日付けで専門知識を有する民間人を任期付職員として任用し、現在もその任用を継続し、業務遂行に寄与しているものである。 (平成20年度) ・平成21年4月1日付けで採用するマーケティング課内のシティーセールス推進室長及び報道官の募集を行い、シティーセールス推進室長に16名、報道官に5名の応募があった。このシティーセールス推進室長及び報道官は、実務経験を有する民間人を任期付職員として採用するものである。 (平成21年度) ・平成21年8月1日付けで採用するマーケティング課長の募集を行い、34名の応募があった。このマーケティング課長は、実務経験を有する民間人を任期付職員として採用したものである。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・任期付職員は、現在、マーケティング課のみの採用としているが、今後は他の職種での採用も検討していきたい。	100%
5	50	庁内分権の推進	企画財政部行政改革推進課	意思決定の迅速化や責任と権限の一致を図るため部局長に部局内の組織改編や人事権を移すなど庁内の分権化について検討し、推進します。	職員の政策形成能力やマネージメント能力が向上する。定員適正化計画の職員削減により組織がスリム化していく中でも、効率的で市民サービスの維持向上が図れる行財政運営が展開できる。	検討	検討 実施	検討 実施	検討 実施	(平成17年度) ・平成17年度中に庁内分権推進プログラムを作成予定であったが、スタッフ制の導入時期や方法、ABCの活用方法等の整理が必要なたため、平成18年度に先送りした。 (平成18年度) ・行政評価システムスケジュールの一環として、施策主管部課長が所管する施策の評価をもとに、施策の課題・方向性を明確にした。また、優先度評価を施策主管部課長が中心となって行い、その結果で予算編成における枠配当を行うなど庁内分権を推進していく環境を充実させた。 ・施策評価等により明らかになった施策の課題・方向性を解決するため各部局長が何をすべきか記載した「各部局長の仕事と目標」を平成19年度に作成し公表する旨、平成18年10月24日の行財政改革実施本部において決定した。 (平成19年度) ・各部局長がそれぞれの部局の課題と目標を定め、達成に向けた取り組みをまとめた「各部局長の仕事と目標」を作成し、7月にHP等で公開した。また、課題と目標に対する中間確認を11月に実施しそれぞれ公表した。 (平成20年度) ・各部局長が予算規模と職員数等を踏まえ、「各部局長の仕事と目標」を策定し、市長との協議・調整を経て、7月に公表した。また、12月には中間確認を公表し、年度末の3月に最終確認を実施した。 ・各課長が課内の業務量と年間の推移を把握し、職員の各業務の役割分担や責任範囲、仕事の目的を明確にして、効率的な事務執行や労務管理の向上を図ることを目的に「課長の仕事」を作成し、7月に公表した。 (平成21年度) ・「課長の仕事」「部局長の仕事と目標」の年次目標の作成を依頼し、市長、副市長ヒアリングを経て7月に市民に公表した。また、12月には中間確認を公表し、年度末の3月に最終確認を実施した。 ・「課長の仕事」の作成にあたっては、各課長は個々の職員と直接対話の機会を設けて協議を行うよう各課へ依頼した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・行政改革推進課が事務局となって管理する帳票ではなく、各部局長、課長等の自発的なものとするのが庁内分権の推進となるので、部局長の仕事と目標の構成自体の見直しが必要となる。また、人事権などの以上については、更なる検討が必要である。	75%	

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度	
						17	18	19	20	21		
5	51	消防の広域化	消防本部 消防総務課	本市及び近隣市による新たな広域消防機関の構築について検討し、推進します。	消防署の管轄区域等の適正化による現場到着時間の短縮や、本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強等、消防力の強化による住民サービスの向上や、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待できる。	---	---	---	検討	検討 実施	平成17年度から平成21年度までの実施内容 (平成20年度) 平成20年5月22日に、各市消防本部(局)松戸市・柏市・野田市・我孫子市・流山市において第1回消防の広域化に関する意見交換会が開催された。 (平成21年度) 柏市が中心となり組合せ5市のデータ収集を行ったが、具体的な進捗はみられない状況である。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] 組合せ5市において広域化についての進捗がなく、平成24年度末の実現が困難なことから当分の間見合わせる。	25%
5	52	(仮称)市税等徴収対策室の設置 【関連14,15,16】	企画財政部行政改革推進課	市税や国保料、介護保険料のほか、市営住宅使用料や保育料等について、自主納付の促進と徴収体制の強化を図るため、市税等の滞納繰越分に係る大口債権等の徴収を一元的に取り扱う(仮称)市税等徴収対策室の設置について検討し設置します。	税の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	---	---	---	検討	検討 実施	(平成20年度) 担当課「(仮称)特別徴収対策課」の設置に向けて、先進地の導入例について調査を行った。 (船橋市「納税課債権回収対策班」、浜松市「財務部債権回収対策課」) (平成21年度) ・債権回収対策室の設置に向けて政策調整会議を開催した。更に、組織部会を編成し、先進市(市川市、船橋市)への視察を行った。 ・一元化した組織で取り扱う公金の種類の選定、原課からの対象案件の移管基準やデータの形態についての整理、新組織の体制、設置場所についての検討を経て、平成22年4月1日から財政部税制課内に債権回収対策室を設置した。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・原課の徴収体制の弛緩に陥らないよう、対象債権の移管基準の遵守を徹底することが重要となる。	100%
5	53	審議会の整理統廃合	企画財政部行政改革推進課	審議会等について設置目的、開催状況を精査し、整理統廃合を行い、審議会機能を充実強化させます。	総合計画の施策単位で審議会を整理統廃合することにより、施策の目的を、より重視した審議が展開できる。	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	(平成17年度) 水防協議会を防災会議に統合し、石けん利用推進対策審議会、交通新線推進対策懇話会を廃止した。 (平成18年度) 役割を終了した審議会等は、条例等を改正し、積極的に統廃合を行うよう行財政改革実施本部長より通知した。具体的には、「流山市中小企業資金融資運営委員会」と「流山市新規大型店入店利子補給金交付審査会」を統合し、「流山市新規大型店入店利子補給金交付審査会」を廃止(平成19年4月1日)した。 (平成19年度) 審議会等の整理統合の観点から見直しを行い、関連する「社会教育委員会議」、「公民館運営審議会」、「流山市図書館協議会」、「流山市博物館協議会」を廃止し、「生涯学習審議会」に改める条例改正を行った。 H17.4 45機関、H19.3 41機関(廃止8、新規・統廃合4) (平成20年度) 整理統合の検討対象となる審議会はなかった。 (平成21年度) 平成21年度中に流山市行財政改革審議会の任期が満了したため、委員の改選を行うにあたっては、補助金等審議会との将来的な統合を視野に入れ、所管課である財政課と協議を行い、審議会の充実強化について検討を行った。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] 役割を終えた審議会の廃止、関連する審議会の統合を推進する。	100%
5	54	定員管理の適正化 【関連46】	企画財政部行政改革推進課	官民の役割分担を明確にして、定員適正化計画とアウトソーシング計画に基づき、市民によるサポート、民間活力を利用した場合の、適正職員数への移行と効率的な配置に努めます。	定員適正化計画に基づく職員総数の削減は、人件費の削減だけでなく、市民との協働を実現するための業務量を生み出す手法と考えている。	検討 実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・定員適正化計画の計画期間を平成22年4月1日まで延長し、「安心安全のまちづくり」を推進するために、市民の生命に直接関わる業務である消防職に関しては、一般職などの1割補充とは別枠で、退職者数と同数を補充することとした。これにより、平成22年4月1日までに職員総数を140名削減する。 (平成18年度) ・定員適正化計画は、計画上の退職者数と実際の退職者の実数を勘案し、改正の方向性を検討した。 (平成19年度) ・平成22年4月1日を目標とした定員適正化計画の職員数について、計画の中間年度であることから再検討を行った結果、計画人員に対しては若干上回っているものの残りの計画期間で修正可能であることから、計画自体の見直しはしないと決定した。 (平成20年度) ・アウトソーシング計画と定員適正化計画の整合性を計りながら組織改編を行い、職員削減を実践した。 ・平成20年4月1日現在の職員数は、1,049名であり、前年に比較し15名減少したものの計画人員に対しては、22名上回っている。 ・定員適正化計画との乖離については、消防南分署及び東分署の格上げによる増隊分として10名を採用したことや、福祉部門の増強等、下期5カ年計画の重点プロジェクトである「安心安全のまちづくり」「健康・いきいきまちづくり」に対応したことによるもの。 (平成21年度) ・アウトソーシング計画と定員適正化計画の整合性を計りながら組織改編を行い、職員削減を実践した。 ・平成21年4月1日現在の職員数は、1,045名であり、前年に比較し4名減少したものの計画人員に対しては、50名上回っている。 ・平成22年4月2日以降にスタートする新たな定員適正化計画を策定した。 [実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項] ・平成22年度から始まる後期基本計画の諸事業を確実に実施しながら効率的な組織・行政運営を行う必要がある。 ・平成27年4月1日までに平成22年4月1日比で6%、63名の削減を目標とする新たな定員適正化計画を推進していく。 ・計画推進では、市民ニーズや業務の見直し、社会情勢の変化により目標数の変更が必要な場合は、計画の見直しを行っていく。	75%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21	
6	55	土日祝祭日、夜間における特設窓口の開設 【関連56】	企画財政部企画政策課	費用対効果を考慮したうえで、土日祝祭日、夜間における特設窓口の開設について検討し、実施します。	土曜日及び平日の夜間に窓口を開設することにより、市民サービスの向上を目指す。	検討	実施 開設	実施	実施	実施	平成17年度から平成21年度までの実施内容 75%
6	56	出張所等におけるサービス機能の充実 【関連55】	市民生活部市民課	出張所の統廃合を検討するとともに出張所の機能充実について検討し、実施します。	出張所の統廃合や出張所で提供できるサービスを充実させることにより、経費の軽減や事務の効率化とともに、市民サービスの向上に結びつく。	検討	検討	実施	実施	実施	平成17年度から平成21年度までの実施内容 75%
6	57	転入者相談機能の充実	企画財政部行政改革推進課	転入に際し、住民登録、国民健康保険、乳幼児医療などの相談を受け付ける窓口の設置について検討し、実施します。 第2庁舎の建設に合わせて窓口のあり方やIT利用の促進を検討し、転入者のサービスの向上を目指します。	相談窓口の設置については、多大な投資額が必要になることを、改めて確認したため、当該テーマについては、当面、現行の体制で充実に努めることとする。 転入者をはじめ市民サービスの向上にむすびつく。	検討	実施	実施	実施	実施	平成17年度から平成21年度までの実施内容 100%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標(目的・内容)	改革により期待できる成果(効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
6	58	業務マニュアルの充実	企画財政部行政改革推進課	主要な業務について業務の流れ、緊急時の対応などを記載した業務マニュアルを適宜更新管理します。	法律や制度等の改正や多種多様な対応ケースを踏まえて業務マニュアルを整理することで、市民のニーズに迅速に対応が可能となる。	---	---	---	検討 実施	実施	(平成20年度) ・職務マニュアル作成基礎研修を実施した。(1月19日、22日、27日開催、対象者128人)【人事課】 (平成21年度) ・「庁内会議の効率化マニュアル」(平成9年12月発行)を刷新し、4月30日に全庁的に通知した。 ・職務マニュアルの一手段として、グループウェア上の「ササエさん」の機能の活用について全課に改めて周知を行った。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・職務マニュアルの作成・随時更新等の管理は、「市民サービスの向上」の基礎であるため、全庁統一フォームにこだわらず、各部局長及び課長等の仕事の一部分として作成・管理を徹底するよう促す。	75%
6	59	市民の視点に立った庁舎レイアウトの見直し	企画財政部行政改革推進課、管財課	高齢者や障害者にとっても使いやすい、プライバシーに配慮した窓口や相談室などのレイアウトについて検討し見直します。	来庁者の利便性を向上させることができる。	---	---	---	検討 実施	実施	(平成20年度) ・新庁舎建設にあたり、高齢者や障害者が利用しやすく、プライバシーに配慮した窓口や相談室などの設置、そして平成18年度行財政改革プロジェクトチームの研究成果を設計に反映させた。 (平成21年度) ・市民課のカウンターに各種届出に関する相談窓口を設置した。 ・プライバシーに配慮した各種税、保険料等の納付にかかる相談コーナーを「債権回収対策室」に隣接して設置した。 ・第3庁舎の通路を変更し、土木部各課への導線を改善した。 ・福祉部門を新第2庁舎1階に集中配置し、利便性を高めるとともに、相談室を社会福祉課に隣接して3室、障害者支援課に1室、子ども家庭課に1室設けてプライバシーに配慮した。 ・新第2庁舎に高齢者や障害者に配慮した多目的トイレの設置、授乳室の設置、EVの設置を行った。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・ハードについての整備は完了したが、窓口における職員の対応や受付、案内等のソフトの質を向上させることを今後の留意事項としたい。	100%
6	60	受付業務の充実	企画財政部秘書広報課	市民サービスの向上のため、ロビーで積極的に市民に用件を伺うなどのアプローチをする担当を配置します。	来庁者の利便性を向上させることができる。	---	---	---	検討 実施	実施	(平成20年度) ・積極的な受付案内ができるよう、ロビーにおける立ち案内への移行のため3月から受付担当を増員し、平成21年4月から立ち案内による受付業務を試行した。 (平成21年度) ・積極的な受付案内ができるよう受付と案内係の3人体制とし、市民の皆様の利便性の向上に努めた。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・更なる市民の皆様の利便性の向上のため、受付・案内係の充実を図ってきたい。	100%
6	61	ホームページの多機能化	企画財政部行政改革推進課	市民ニーズの多様化に対応したきめ細かな情報提供や市民と行政で双方向となるような場を目指すなど多機能化を図ります。	市民が必要とする情報をすばやく提供できる体制が整った。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・ホームページの構成を全面的に改めたほか、Q&Aコーナーを設け、市に直接問い合わせをしなくても済むような仕組みを作った。 (平成18年度) ・図書館の蔵書検索、貸出サービスがインターネットで出来るようになったことから、市のホームページからのリンクできるようにし、利便性の向上を図った。 (平成19年度) ・ホームページに市の事業に対するパブリックコメントの募集を掲載し、電子メールによる意見募集を行なった。 (平成20年度) ・ホームページに、つくばエクスプレス開業に伴う開発や立地条件等についてのアンケートを企業対象に行い、意見・要望等を募った。 (平成21年度) ・市ホームページトップ画面について、レイアウトの変更や文字や色調の統一化を図るなど、より見やすくリニューアルした。 ・各課への問い合わせ画面からメールを送信した場合、メールを受理した旨・担当連絡先を返信する機能を追加した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・より見やすく使いやすいホームページ作成を行う。 ・市からの情報発信を充実させる。	100%
6	62	流山市情報化推進計画の推進	企画財政部行政改革推進課	流山市情報化推進計画に沿って本市の情報化関連施策の計画的・総合的な推進を図ります。	個人情報の保護とセキュリティ対策に万全を期した、ITによる行政サービスの高度化や利便性の向上が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・平成17年3月に策定されたが、平成17年度は、その後計画が見直されたかの調査を行なった。 (平成18年度) ・平成19年度予算案と計画との整合性を確認した。 (平成19年度) ・平成20年度予算案と計画との整合性を確認した。 (平成20年度) ・平成21年度予算案と計画との整合及び、各課で平成23年度まで予定している情報化推進の計画を調査した。 (平成21年度) ・地域活性化・経済危機対策臨時交付金を利用して全庁LANパソコン400台を導入し、全庁LAN体制の構築を進めた。 ・平成22年度予算案と情報化推進計画との整合性を確認した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・平成24年度以降の計画が未策定のため各課で予定している情報化推進の計画を調査し、取りまとめる。	100%

平成21年度 新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する達成度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの) 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの) 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成21年度までの実施内容	達成状況 21年度までの実施目標に対する達成度
						17	18	19	20	21		
6	63	施設予約システムの見直し	企画財政部行政改革推進課	平成16年度に導入した施設予約システムについて、運用改善等、より使いやすいシステムに向けた見直しを行ないます。	当日の空き状況がインターネットで閲覧可能になったことから、利用者は現地へ出向くことなく状況を把握できる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・施設管理者と協議しながら、システム管理者権限でできる範囲での修正行なった。 (平成18年度) ・指定管理者、施設管理者と協議しながら、システム管理者権限でできる範囲での修正を行なった。 (平成19年度) ・施設利用者の利便性を考慮した運用面での改正が行なわれたことから、それに合わせたシステム修正を行なった。 (平成20年度) ・公共施設の有料化に伴い、施設の料金体系の変更や利用料の減免等の変更が行われたことから、それに合わせてシステム修正を行なった。 (平成21年度) ・新たに北部公民館第4会議室、南部柔道場の2施設を施設予約システム対象として追加した。 ・平成22年9月から施設予約システムのリニューアルに伴い、利用者へのアンケートを実施し、意見・要望等を収集した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・利用者からのアンケートで得た要望等を反映した施設予約システムの構築を図る。 ・引き続き、使いやすいシステムに向けた見直しを行う。	100%
6	64	窓口事務の電子化および電子申請の推進	企画財政部行政改革推進課	各種届の電子化を図るなど、市民が利用しやすいシステムについて検討し、実施します。	庁内における電子文書管理システム、電子決裁システムを並行して導入することにより、市民が利用しやすい電子申請が実現する。	検討	検討	検討	実施	実施	(平成17年度) ・千葉県電子自治体運営協議会において、電子調達、電子申請の県下市町村の共同運用に向けた検討で中心的な役割を果たした。 (平成18年度) ・平成17年度に続き、千葉県電子自治体運営協議会において、電子申請実施に向け活動を行なった。 (平成19年度) ・平成20年度からの電子申請の実施に向け、条例・規則などの整備を行なった。 (平成20年度) ・本市においても、8月1日から電子申請の運用を開始し、各種申請や届出のうち52種類の行政手続きについて、電子申請が可能となった。 (平成21年度) ・新たに臨時職員申込、介護保険に係る申請、汚水排除量申告の3つの行政手続きについて、電子申請を可能とした。 ・県及び県内市町村と平成23年4月から開始となる次期電子申請システム導入の協議を行った。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・次期電子申請システムは、利用者へのソフトインストール等の手間を減らす、パソコンに加え携帯電話でも利用できること等、利便性の向上を図る。	75%
6	65	図書館情報の電子化	生涯学習部 図書・博物館	図書館の蔵書内容をインターネットで公開し、検索や予約が出来るシステムについて検討し、導入します。	市民がインターネットや携帯電話での図書館の蔵書検索や貸出予約等が可能となり、図書館情報化サービスの充実が図れる。	検討	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・平成18年10月から、市民がインターネットを利用して本市図書館の蔵書検索や貸出予約が可能となるように、図書館新電算システムの仕様を整理した。 (平成18年度) ・図書館新電算システムの稼動に要する契約の締結及び導入準備等を進め、市民がインターネットを利用して自宅等のパソコンや携帯電話から蔵書検索や貸出予約ができるサービスを開始した。 (平成19年度) ・千葉県立図書館の横断検索に接続したことにより、利用者が流山市を含む千葉県の公立図書館全体から蔵書検索が同時にできる利便性の向上が図られた。 ・市民が直接目にするのでできない森の図書館地下の全館共同書庫(収容能力10万冊)資料のみをインターネット検索できる機能を付加したことにより、長年に渡る出版流通の中から本市が収集した貴重な資料の活用が期待できる。 (平成20年度) ・図書の内容の概要情報を付加するプログラムを作成したことにより、平成20年4月以降に購入した図書の内容からの蔵書検索の提供が可能となり、図書館情報提供サービス事業の一層の充実を図った。 (平成21年度) ・新刊図書の書誌データの更新頻度を増やし、図書データの情報を利用者により早く提供できた。 ・延滞資料の督促をメールで送付する準備を行った。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・有料データベースの充実。	100%
6	66	情報セキュリティ(注14)対策の拡充	企画財政部行政改革推進課	行政情報の保護を目的に情報システム監査について検討し、実施します。	情報システム監査により、各部署で問題点が把握でき、それを解決するためにはどのようにすればいいかを検証し、改善することができる。	検討	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・(財)地方自治情報センターから講師を招聘し、10月に全職員を対象に情報セキュリティに関する講演を行なった。 (平成18年度) ・平成19年1月から約2か月かけて第三者によるセキュリティ外部監査を行なった。また、(財)地方自治情報センターによる本市ネットワークへの侵入テストも行った。 (平成19年度) ・外部監査で指摘を受けた事項について検証を行い、対応できる項目について対応した。 (平成20年度) ・外部監査で指摘を受けた事項のうち、流山市情報セキュリティポリシー及び各種要領に関わる事項について、見直しを行った。また、職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施した。 (平成21年度) ・正職員に加え、臨時職員・嘱託職員を対象とした情報セキュリティ研修及び情報セキュリティe-ラーニング教育を実施した。 ・(財)地方自治情報センター主催の情報セキュリティ監査を行った。 ・電算委託先への情報セキュリティ監査を実施した。 【実行プラン期間を終えての今後の留意事項・推進事項】 ・IT情勢に沿った情報セキュリティを確保するため、(財)地方自治情報センターを除いた第三者による情報セキュリティ外部監査を実施する。	100%